

副
本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外4名

準備書面(17)

平成21年2月25日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口幸



原告ら準備書面(12)に対する反論

平成20年9月3日付け原告ら準備書面(12)のうち、「利水安全度を1／10とする利根川・荒川水系からの供給可能量が大幅に減るとの国交省の説明には根拠がない」という主張に対し反論する。

なお、原告らの主張のポイントと考えられる利水安全度の設定に用いた栗橋地点の確保流量等の設定については、河川管理者である国土交通大臣の定めるものであって、被告らはこの設定に関与していないため、埼玉県知事から国土交通省関東地方整備局長に意見照会し(乙第109号証)、回答(乙第110号証)をもって、以下に反論する。

このように、河川管理者である国土交通大臣が設定するものに対し、埼玉県を被告とする訴訟において、その審査をすることは到底馴染むものではない。

1 確保流量の設定について

①原告らの主張要旨

国交省が設定した栗橋地点の確保流量は、冬期においても約90㎥/秒を確保することとなっているが、実際の栗橋地点の流量と対比すると余りに過大な値であり、実際、流量が50㎥/秒にまで落ち込んでも取水制限が行われたことはない。

ここから明らかなように、国交省は、過去の実績に照らすと、冬期においてはかんがい用水の激減によって確保すべき流量が格段に小さくなるにもかかわらず、実際の流量よりかなり大きい確保流量を恣意的に設定し、上流ダム群から大量の放流を行うことを想定して貯水量を急減させているのである。

②原告らの主張に対する反論

証拠書類（乙第110号証）2頁のとおり、利根川の12月から3月においては、降雨量が少なく、上流域では降雪となることもあり、河川流量が減少することから、都市用水等の確保には上流ダム群（現状では、藤原、相俣、菌原、矢木沢、奈良俣、下久保、草木の7ダムと渡良瀬貯水池）からの補給が必要となり、上流ダム群の貯水量は減少するのが一般的である。

また、証拠書類（乙第110号証）2頁及び参考資料1、2のとおり、過去においては、平成8年と平成9年に冬渴水となり、最大で10%の取水制限が行われた。この際、上流ダム群からの用水補給も行ったが、栗橋地点の流量は平成8年が約52㎥/秒、平成9年が約61㎥/秒まで低下している。

これらのことから見ても、「栗橋地点の流量が50～70㎥/秒まで落ち込んでもなんら支障はない、実際、流量が50㎥/秒にまで落ち込んでも取水制限が行われたことはない。」という原告の主張は、事実を踏まえない主張となっている。

次に、原告ら準備書面（12）の別紙IIIと別紙IVの図を比較し、「国交省が過大な確保水量を恣意的に設定している。」という主張に対して反論する。

証拠書類（乙第110号証）3頁のとおり、別紙IIIの「栗橋上流ダム群運用図（開発水量）」は、利根川の栗橋地点における維持流量、不特定用水（従来から河川の自流により、かんがい用水、水道用水等として利用されてきている用

水)に加え、栗橋地点上流における既存の上流ダム群や現在建設中の八ッ場ダム及び南摩ダムに参画した全ての利水者が、将来必要とした計画取水量をダム完成後の利水容量に基づき取水することを前提とする運用図である。

それに対し、証拠書類(乙第110号証)3頁のとおり、別紙IVの「利根川上流ダム群の総貯水量の変化1986~1988年」の図は、昭和61年(1986年)~昭和63年(1988年)の期間において、その当時完成していた上流ダム群(藤原、相俣、齒原、矢木沢、下久保、草木の6ダム)により、取水制限等を行いながら運用された結果の図となっている。

これらのことから、条件の異なる別紙III(建設中施設を含め、全ての水源開発施設が完成した後において計画取水量の安定取水に向けて補給を行ったと想定)と、別紙IV(取水制限等を行いながら補給を行った実績)を比較して栗橋地点の冬季の確保流量が過大であると原告らが説明しても、意味のない主張でしかない。

2 栗橋地点の冬季の確保流量約90㎥/秒について

①原告らの主張要旨

国交省が安定供給可能量を求めるために計算に用いている冬季の確保流量約90㎥/秒は、利根川水系河川整備基本方針が設定する正常流量とも水利使用規則で取水条件とされている流量とも異なり、合理性を見いだすことは困難である。

②原告らの主張に対する反論

原告らは、各流量が異なっており合理性を見いだすことは困難であると主張していることから、各流量の定義を述べ反論する。

まず、証拠書類(乙第110号証)4頁のとおり、国土交通省が安定供給可能量を求めるために計算に用いている栗橋地点の非かんがい期の確保流量についてであるが、維持流量と不特定用水に加え、栗橋地点上流における既存の上流ダム群や現在建設中の八ッ場ダム及び南摩ダムに参画した全ての利水者が、将来必要とする計画取水量を合計して約90㎥/秒と設定したものである。

次に、証拠書類(乙第110号証)4頁のとおり、栗橋地点における正常流量

は、利根川本川及び江戸川における維持流量に、不特定用水及び栗橋地点上流における既存の上流ダム群や現在建設中の八ッ場ダム及び南摩ダムに参画した全ての利水者が将来必要とする計画取水量のうちの既に許可されている安定水利権量（以下「既得水利権量」という。）、支川流入量等を考慮して決められており、非かんがい期に概ね $80\text{ m}^3/\text{秒}$ となっているものである。即ち、維持流量及び現時点の既得水利権量を対象とする、流水の正常な機能を維持するために必要な流量である。

最後に、証拠書類（乙第110号証）4、5頁のとおり、水利使用規則に係る暫定豊水水利権の取水制限流量について述べる。暫定豊水水利権は、利根川のように水資源の利用が高まり、水資源開発施設の建設が完了していない状態においても、水需要の逼迫性から豊水時に限り、暫定的に取水が許可されるものである。暫定的に許可されるものであるから、取水について条件が付されているもので、利根川における水利秩序を保つため、基準地点より下流の維持流量及び既得水利権量の合計によって決定しているものである。即ち、暫定豊水水利権の許可時点において、既得水利権に基づき取水する者に対し取水障害が起らぬよう、安定的に取水を可能ならしめる条件として設定している流量である。

このように、利水計画に関わる確保流量、正常流量、取水制限流量の各数値は、定義が異なるものであり、原告らの主張する、それぞれの数値に根拠がないと述べることや栗橋地点の冬季の確保流量約 $90\text{ m}^3/\text{秒}$ が合理性を欠くと述べることは、失当である。

3 河川整備基本方針が定める非かんがい期の正常流量 $80\text{ m}^3/\text{秒}$ について

①原告らの主張要旨

国交省の作成した「平成17年度利根川水運用検討業務報告書概要版（正常流量検討）」によれば、「・・・布川地点における塩害防止のために必要な流量は $50\text{ m}^3/\text{秒}$ 。」とされている。ところが、前述の「流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料」に掲載されている非かんがい期の正常流量縦断図では、布川地点の流量は約 $71\text{ m}^3/\text{秒}$ と不可解なことに $21\text{ m}^3/\text{秒}$ も水

増しされている。栗橋地点における正常流量は、 $60 \text{ m}^3/\text{秒}$ もあれば十分である。

②原告らの主張に対する反論

正常流量とは、証拠書類（乙第110号証）6頁のとおり、流水の正常な機能を維持するために必要な流量であって、維持流量及び流水の占用のために必要な流量の双方を満足する流量をいう。

証拠書類（乙第110号証）6、7頁のとおり、国土交通省は、利根川水系河川整備基本方針（平成18年2月）を策定するにあたっては、維持すべき流量として必要な項目の検討を行い、利根川河口堰～渡良瀬川合流点を一連区間として、利根川本川に必要な維持流量をかんがい期、非かんがい期とも $50 \text{ m}^3/\text{秒}$ と設定し、さらに江戸川に必要な維持流量 $9 \text{ m}^3/\text{秒}$ を加え、栗橋地点では $59 \text{ m}^3/\text{秒}$ としているものである。

一方、原告のいう「流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料」に掲載されている非かんがい期の正常流量縦断図は、証拠書類（乙第110号証）7頁及び参考資料3、4のとおり、維持流量に既得水利権量、支川流入量等を考慮した上で、検討区間において維持流量や既得水利権量に不足が生じないよう栗橋地点の正常流量 $80 \text{ m}^3/\text{秒}$ を設定した資料であり、具体的には、栗橋地点から下流に向かい、支川からの流入量を加え、水利権量及び分派量を減じることで、各地点の流量を作図したものであり、この図から読み取れる布川地点約 $71 \text{ m}^3/\text{秒}$ は、同地点の維持流量を示したものではない。従って、維持流量としての $50 \text{ m}^3/\text{秒}$ と、正常流量縦断図から読み取れる布川地点約 $71 \text{ m}^3/\text{秒}$ は定義が異なるものであり、それを単純に比較することはできない。

また、原告らは、非かんがい期の栗橋地点の正常流量は約 $60 \text{ m}^3/\text{秒}$ まで縮小されると主張しているが、証拠書類（乙第110号証）7、8頁及び参考資料5のとおり、仮に原告らが主張するような流量の減少に基づく河川の流量管理を考えた場合には、昭和44年（1969年）から平成15年（2003年）までの栗橋地点の流量データと比較すると、非かんがい期の平均低水流量 $94 \text{ m}^3/\text{秒}$ に対して $34 \text{ m}^3/\text{秒}$ の減少、平均渴水流量 $83 \text{ m}^3/\text{秒}$ に対して $23 \text{ m}^3/\text{秒}$ の減少となってしまう。利根川においては、長年にわたりこのような流況を

前提として栗橋地点下流の自然環境や水利用がなされてきた歴史を考えると、原告らの主張は、利根川の実態を理解していない一方的な意見と言わざるを得ない。

4 まとめ（被告らの主張）

以上述べたとおり、「利水安全度を1／10にすると利根川・荒川水系からの供給可能量が大幅に減るとの国交省の説明には根拠がなく、利根川・荒川水系からの供給可能量を過小評価している。」という原告らの主張は、定義が異なる確保流量、正常流量、水利使用規則に係る暫定豊水水利権の取水制限流量等を都合良く混同して使用しており、各流量の使用される前提条件の誤認の下で意見を展開し述べているものである。国土交通省の定めた流量について合理性を欠くとの原告らの見解は、失当である。

（以上）